平成２７年（フ）第１２８号
山梨県中巨摩郡昭和町西条5241番地　ポエム202号、住民票上の住所埼玉県所沢市美原町３丁目2957番地の３　アドバンス新所沢407
債務者　塚本　隆司
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３４号
大阪府高槻市玉川２丁目６番308号
債務者　Ｎ・Ｋ精工こと　教学　宣光
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　保美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１号
広島市東区光町２丁目２番18―502号
債務者　光井　典明
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
高知県南国市廿枝1827番地イの２
債務者　大和田直子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本澤　友彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
高知県須崎市吾井郷乙1035番地１
債務者　森光　宣己
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第２１３号
大阪府岸和田市岡山町498番地の５宇野ハイツ２号
債務者　隆穂建設こと　松谷　　隆
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
神戸市西区玉津町出合147番地の７
債務者　財津　哲二
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
函館市八幡町22番５号
債務者　飯塚　　和子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　維新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番27号
債務者　麻岡正一郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根439番地
債務者　片本　晴花
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１２７号
函館市美原２丁目18番９号
債務者　小林　恭之
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９号
北海道二海郡八雲町内浦町167番地１
債務者　檜森　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
岐阜県大垣市上石津町一之瀬1575番地１　一之瀬住宅Ｂ301号
債務者　三輪　光男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２１０７号
大阪府八尾市堤町３丁目27番地
債務者　上田冨美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８６号
大阪府箕面市今宮３丁目７番18号　101号
債務者　藤本　　優
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９２号
大阪府交野市私部４丁目18番５号、前住所大阪府枚方市新之栄町４番６号
債務者　田原周永子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２１号
大阪市東成区深江北３丁目７番15号　プレアール深江橋Ⅱ205号
債務者　齊藤奈緒子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部